

第 7 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成24年6月21日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成24年6月21日（木曜日）

午前10時2分開議

午後0時32分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 中村博生
 副委員長 守田憲史
 委員 西岡勝成
 委員 鬼海洋一
 委員 早川英明
 委員 岩中伸司
 委員 城下広作
 委員 吉永和世
 委員 森浩二
 委員 早田順一
 委員 山口ゆたか
 委員 高野洋介
 委員 高木健次
 委員 東充美
 委員 磯田毅
 委員 橋口海平

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一

環境局長 山本理
 政策調整審議員兼
 環境政策課課長補佐 久保隆生
 環境局環境立県推進課長 福田充
 環境保全課長 清田明伸
 自然保護課長 小宮康
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 加久伸治
 公共関与推進課長 中島克彦
 企画振興部
 交通政策・情報局審議員兼
 交通政策課課長補佐 小原信
 商工観光労働部
 新産業振興局長 高口義幸
 新産業振興局産業支援課長 奥菌惣幸
 エネルギー政策課長 山下慶一郎
 農林水産部
 生産局長 渡辺弘道
 水産局長 鎌賀泰文
 政策調整審議員兼
 農林水産政策課課長補佐 白石伸一
 生産局農業技術課長 松尾栄喜
 園芸課長 野口法子
 首席審議員兼畜産課長 平山忠一
 農村振興局農地整備課長 大石二郎
 森林局
 首席審議員兼森林整備課長 河合正宏
 林業振興課長 岡部清志
 森林保全課長 本田良三
 水産局水産振興課長 平岡政宏
 漁港漁場整備課長 平尾昭人
 水産研究センター所長 梅崎祐二
 土木部
 総括審議員兼河川港湾局長 上谷昌史
 土木技術管理課長 西田浩
 道路都市局審議員兼

道路整備課課長補佐 松 永 清 文
 審議員兼
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 軸 丸 英 顕
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 松 永 信 弘
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二
 審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一
 教育委員会事務局
 義務教育課長 緒 方 明 治
 企業局
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去準備室長 平 田 智 昭
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 飯 田 繁

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福 田 聖 哉
 議事課主幹 浦 田 光 典

午前10時2分開議

○中村博生委員長 おはようございます。ただいまから、第7回環境対策特別委員会を開催いたします。

開催に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

委員長の中村でございます。今回は、執行部も交えて最初の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

皆さん方御承知のとおり、この委員会には、産業廃棄物処理施設の公共関与推進の件、そして有明海、八代海の環境保全、改善及び水産資源の回復等によります漁業の振興、そして地球温暖化対策という3件の事案

が付託されておりまして、これまでもいろんな形で取り組んできておられますけれども、今後1年間、守田副委員長を初め、委員の先生方、そして執行部の皆さん方とともに、今後ともさらに取り組んでいくつもりでございますので、皆さん方の御協力のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。そしてまた、委員会の円滑な進行にも御協力のほどお願ひいたしまして、簡単でございますけれども、御挨拶にかえさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、副委員長から御挨拶をお願ひいたします。

○守田憲史副委員長 副委員長の守田でございます。

今後1年間、中村委員長を補佐し、円滑な委員会運営が行われますよう、精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○中村博生委員長 それでは、執行部関係部課職員の自己紹介を受けたいと思ひます。出席者名簿の順に自席からお願ひいたします。

（谷崎環境生活部長、山本環境局長～飯田警察本部交通部参事官の順に自己紹介）

○中村博生委員長 なお、自己紹介以外の職員の方については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、執行部を代表しまして、谷崎環境生活部長から御挨拶をお願ひいたします。

○谷崎環境生活部長 それでは、引き続き御挨拶をさせていただきます。副委員長の元気に負けないように御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代

表して御挨拶を申し上げます。

環境対策特別委員会の皆様方におかれましては、先ほど委員長の御挨拶でもお話がありましたように、3項目、産業廃棄物処理施設における公共関与の推進、それから有明海、八代海の再生、地球温暖化対策、これにつきまして、これまで御熱心な審議と御指導を賜っております。深く感謝を申し上げます。

まず、産業廃棄物処理施設における公共関与の推進につきましては、約4年間を要しました環境影響評価手続をこのほど全て終了するとともに、事業主体であります財団法人熊本県環境整備事業団において、5月末に詳細設計及び本体工事の入札を公告いたしました。来年夏ごろの工事着工に向け、しっかり準備を進めてまいります。

また、南関町、和水町と昨年締結いたしました基本協定書に基づきまして、環境保全協定書や地域振興策について協議を今進めております。平成27年秋ごろの供用開始を目指しまして、今後とも地元のお気持ちを真摯に受けとめ、誠意を持って丁寧に取り組んでまいります。

次に、有明海、八代海の再生につきましては、県計画及び県議会からの御提言に沿って、生活排水対策、漁場環境の改善や種苗放流等による水産資源の回復などに着実に取り組んでおります。汚水処理人口の普及率の向上など、一定の成果を得ております。

昨年8月には、議会とともに要望を行っておりました特別措置法が改正されまして、補助率引き上げの特例の適用期間の10年間延長や評価委員会の再開が実現いたしましたところでございます。

一方、昨年度は、赤潮による漁業被害はなかったものの、漁獲量の低迷など中長期的な課題も残っておりますので、引き続き、庁内はもとより、国、関係機関、団体と連携を図りながら、取り組みを進めてまいります。

また、地球温暖化対策につきましては、昨

年の東北大震災以降、エネルギー政策の大きな転換期を迎えているのは御承知のとおりでございます。

本県の平成21年度のデータでは、温室効果ガス排出量が、基準年である平成2年比で5.2%減と減少傾向を示しておりますけれども、原子力発電の運転停止を受けまして、化石燃料に頼らざるを得ないことから、温室効果ガスの排出量が増大するのではないかと問われております。

また、温暖化対策に大きな影響があります国のエネルギー政策は、まさに現在議論の真っ最中でありまして、国の動きを注視していく必要がございます。電力供給状況に不安が続くことから、今年度も、引き続き、節電、省エネを重視した普及啓発に取り組むとともに、これを契機といたしまして、持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、県議会からの御提言に沿いつつ、関連施策の着実な推進を図りながら、温室効果ガスの排出削減の取り組みの促進に努めてまいります。

本日は、今年度初めての御審議でございますので、これまでの経緯や主な事業の概要等あわせまして、本年度における取り組み及び今後の予定につきまして御説明することといたしております。

詳細につきましては、この後、関係課長が説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

○中村博生委員長 では、お手元に配付の委員会次第に従いまして、付託調査事件を審議させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2番目、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、3番目、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行

いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 改めてよろしくお願ひ申し上げます。公共関与推進課中島でございます。

大変恐れ入りますけれども、お許しをいただいて、説明は着座にてさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○中村博生委員長 はい。ずっと着座でございませう。

○中島公共関与推進課長 それでは、説明資料の8ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場につきましては、県民の生活環境の保全や経済活動の維持促進を図るインフラとして、その整備を進めているところでございます。

大きな2番目のこれまでの取り組み状況につきましては、平成17年度に南関町を建設地として決定して以来、今日既に6年の月日が経過しておりますが、その間、地元の御理解をいただくためにさまざまな取り組みを行ってまいりました。

平成19年度には、環境影響評価手続に着手し、平成21年度は、手続の一環として、現地調査に入りました。そして、平成22年度は、地元の皆様の地下水や河川に対する御不安にお応えするため、処分場を屋根と外壁で囲い、処分場の処理水を河川に放流しない、いわゆるクロズド無放流型の施設構造を決定いたしました。

これまで、公式の説明会を130回以上、個

別訪問まで含めると数百回の地元接触を積み重ねてまいりました。その結果、当初は総じて強い反対の御意見でございましたが、少しずつ少しずつ御理解をいただき、平成23年度に地元の皆様に苦渋の御決断をいただき、南関町及び和水町とそれぞれ基本協定書の締結に至っております。

次の3の最近の取り組み状況でございますが、(1)の環境影響評価手続、いわゆるアセスメント手続につきましては、手続の最終段階となる環境影響評価書を作成し、5月11日に公告を行い、1カ月縦覧し、約4年間にわたる手続を終了したところでございます。

次のページ、(2)の詳細設計及び本体工事関係でございます。

用地につきましては、本年1月以降、本格的な交渉を進めてまいりましたが、買収に一定のめどが立ちましたことから、財団法人熊本県環境整備事業団を発注者とする入札、公告を5月30日に行っております。安全性と経済性を確保するため、設計と施工一括方式で、また、受注者が供用開始後の維持管理まで請け負う、いわゆる長期包括的運営方式での発注とし、総合評価技術委員会の審査等を経て、10月に落札者決定の予定です。その後、詳細設計等を経て、順調に行けば平成25年夏ごろに着工、平成27年秋ごろの供用開始を目指しております。

入札概要を、そこに記載いたしておりますが、記載のとおり、工期は平成27年9月30日まで、予定価格は64億5,960万円、入札参加資格は、県外大手に県内土木A1を2者、建築A1を1者の計4者によるJVとし、埋立容量は42万立米以上、埋立期間は15年から20年を計画しております。

最後に、4の今後の取り組みでございますが、基本協定書に基づき、現在、環境保全協定書や地域振興策について、関係町や地元区との協議を進めておるところでございます。今年度中の環境保全協定書の締結に向けて、

今後とも地元の思いを真摯に受けとめ、丁寧に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。失礼して着座のまま御説明させていただきます。

資料11ページをお願いいたします。

有明海、八代海の再生について、これまでの経緯等について御説明いたします。

1のこれまでの経緯等の(1)問題の発端でございますが、有明海、八代海は閉鎖性が高い海域でございます。この海域におきまして、平成12年度に大規模な赤潮が発生いたしました。有明海におきましては、ノリ養殖がかつてない不作となり、また、八代海におきましても、魚類養殖に甚大な被害が生じました。

このような状況を踏まえまして、(2)の①でございますが、平成13年にノリ被害対策本部を設置いたしまして、ノリ被害などに対する緊急対策を実施いたしました。

②でございますが、全庁的な政策調整会議を設置いたしまして、議会からの御提言を踏まえまして、平成13年12月に、有明海・八代海再生に向けた総合計画を策定いたしました。

③でございます。

県議会の御支援をいただきながら、関係4県と連携をして、国に対し要望活動を行いました結果、平成14年11月に、議員立法によりまして、特別措置法が制定されました。

なお、この特別措置法につきましては、県議会と一緒に国に対して支援措置の延長などを強く働きかけました結果、昨年8月に一部

改正が行われました。

改正のポイントを書いておりますが、対象海域を拡大されたこと、補助割合の特例措置を10年間延長されたこと、それから国の総合評価調査委員会の役割——済みません、12ページにわたります。その役割として、有明海、八代海の再生に対する評価を行うことといったことの改正が行われたところでございます。

特別措置法につきましては、19ページに別紙1として概要をつけさせていただいておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

済みません、12ページにお戻りください。

④でございます。

特措法の成立を受けまして、関係6省庁で策定されました国の基本方針に基づきまして、平成15年3月、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を策定いたしました。以後、毎年修正を加えながら、改定を行っているところでございます。

今年度の県計画につきましては、現在、国との最終協議中でございます。でき上がり次第、委員の皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

次に、⑤でございますけれども、県議会におかれましては、有明海・八代海再生特別委員会を設置して、両海域の再生に向けた御議論をいただきました。そして、平成16年2月に、中ほどに記載しております重点項目6つございますが、今後の取り組みへの御提言をいただいたところでございます。

次の⑥でございます。

この提言に沿いまして、生活排水処理施設の整備、作濘、覆砂等による漁場整備、資源管理の強化などに取り組んでまいっております。

その結果、アサリ資源に回復の兆しが見られておりましたけれども、平成21年に大きく漁獲が減少いたしました。その後、有明海に

において回復の兆しは見られますが、八代海では減少傾向が続いている状況でございます。

両海域の再生に向けて、引き続き、御提言に沿った取り組みを総合的かつ計画的に取り組んでおるところでございます。その概要につきましても、後ほど御説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

2の国等の取り組みでございます。

①でございますが、国では、法に基づきまして、促進協議会が組織されました。毎年、関係6省庁と関係6県におきまして、各県の計画に関する協議を行っているところでございます。

また、②でございますが、特別措置法の施行から5年以内の見直しに関しまして、国や関係県が行う総合的な調査の評価を行うため、有明海・八代海総合調査評価委員会が設置されました。平成18年12月には、この委員会におきまして、再生方策や解明すべき課題等を取りまとめた委員会報告が策定されたところでございます。

昨年8月の特措法改正に伴いまして、23年10月からこの委員会が再開されました。平成19年度以降に、国、関係県が実施いたしました具体的な調査や事業につきまして情報を整理し、今後、有明海、八代海の現況把握と評価を行うこととなっております。

県といたしましては、各県で行う調査研究にも限界がございますので、この委員会において、ぜひ総合的な評価を行い、原因究明、効果的な再生手順を明確にしていきたいと考えているところでございます。

最後に、(2)でございますが、関係6県で連絡協議会を平成16年に設置しております。普及啓発活動、漁場環境調査など、具体的には、3段落目に書いておりますように、クリーンアップ事業ですとか、共同放流事業などを実施しているところで、両海域の再生に向けて連携して取り組んでいるところでござい

ます。

また、再開された評価委員会に対して、各県の調査結果を提供しているなど、今後も関係県との連携を積極的に進めて取り組んでまいりたいと思っております。

これまでの経緯等についての説明は、以上でございます。

○清田環境保全課長 環境保全課、清田でございます。

引き続き、14ページをごらんください。

有明海及び八代海の現状について御説明いたします。

公共用水域に係ります水質監視につきましては、法に基づき、水質測定計画を熊本市など関係機関と協議して策定し、常時監視を行っております。なお、前年度分、平成23年度の測定結果につきましては、9月ごろになると思いますが、公表予定でございます。

次に、5行目になりますが、環境基準の達成状況についてですが、海の汚濁の指標でありますCODにつきましては70%から80%台で推移しており、近年変動はあるもののほぼ横ばいの状況にあります。

また、富栄養化の指標であります全窒素、全リンにつきましては、平成13年度以降は33%から100%で推移しております。なお、全リンは近年低下傾向が見られておりましたが、平成22年度は80%台と達成率が上昇いたしました。

次に、中ほどの10行目になりますが、(1)の平成22年度の有明海、八代海の水質の状況でございます。

まず、①になりますが、有明海、八代海を幾つかの水域に分け、環境基準点を延べ53地点設けまして、原則、年間6回から12回の測定を実施いたしております。

②の測定結果でございます。

まず、Iの人の健康の保護に関する項目、いわゆる健康項目でありますカドミウムなど

22項目でございますが、基準超過地点はございませんでした。

次に、Ⅱの海の汚濁の指標でありますCOD、化学的酸素要求量の値でございますが、有明海では、平成13年度以降2.1から2.8の間で推移しております。なお、環境基準の達成状況でございますが、調査水域数7のうち5水域で達成したということで、達成率71.4%となっております。

それから、八代海の方は、1.7から2.4の間で推移しており、有明海よりもやや低い数値で推移しております。なお、環境基準の達成状況でございますが、調査水域数11のうち8水域で達成したということで、達成率72.7%となっております。

次に、15ページをごらんください。

Ⅲの富栄養化の指標であります全窒素、全リンの値でございますが、有明海では、3水域13地点における年間平均値は、全窒素が0.23、全リンが0.035であります。なお、環境基準の達成状況でございますが、平成22年度は、調査水域数3のうち2水域で達成したということで、達成率は66.7%となっております。

次に、八代海でございますが、3水域7地点における年間平均値は、全窒素が0.16、全リンが0.026であり、これも有明海よりもやや低い数値で推移しておりますが、環境基準の達成状況につきましては、平成22年度は、調査水域3のうち全てで達成したということで、達成率100%となっております。

両海域とも、全窒素及び全リンともに横ばい状態にあります。今御説明いたしました内容につきましては、15ページの下段の図1及び16ページの上段の表1に経年変化のグラフ等を掲載しております。

次に、16ページの中ほどをごらんください。

③有明海・八代海への汚濁物質の流入削減対策についてでございますけれども、環境基

準を達成していない水域もあることから、引き続き、関係各県を含め、関係各機関と連携して取り組みを行います。

特に、海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、平成17年3月には、条例あるいは規則の改正を行いまして、平成20年4月から施行し、事業場排水からの汚濁物質の流入削減対策を強化しているところでございます。後ほど、その概要は26ページのところで説明予定でございます。

また、最後になりますが、平成23年度から、環境省の委託事業として広域総合水質調査を受託し、有明海、八代海沿岸の5県とも連携しながら、広域かつ長期的な調査も継続して取り組んでいるところでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

17ページをお願いいたします。

有明海、八代海の漁業生産の状況についてでございます。

まず、①の漁業の状況の魚類の漁獲量につきましては、左側の図1をごらんください。

黒丸で示しました有明海の漁獲量は減少傾向が続いております。平成22年の漁獲量は1,192トンとなっております。また、白丸の八代海も長期的には減少傾向で、平成22年の漁獲量は8,271トンとなっております。

次に、アサリ採貝業ですが、右側の図2をごらんください。

黒丸の有明海は、平成8年以降、増減を繰り返しながら回復傾向が見られていたのですが、平成22年は146トンと前年に続き減少しております。

その原因としましては、アサリ稚貝の発生が少なかったことや、ホトトギスガイの発生により漁場環境が悪化したことなどが考えられます。なお、水産振興課調べによる平成23

年の漁獲量は1,450トンと増加しております。

白丸で示しました八代海ですが、平成15年以降、若干の増加傾向にありましたが、平成22年の漁獲量は864トンと前年に続き減少しております。また、平成23年は、梅雨期の降雨により大量死が発生したため、水産振興課調べでは221トンとさらに減少しております。

18ページをお願いいたします。

養殖漁業の状況でございます。

まず、ノリ養殖業ですが、左側の図3にノリ養殖業の生産量を示しております。

黒丸で示しております有明海の平成23年度漁期は、県北で不作の状況がありましたが、全体の生産量は10億1,000万枚で平年比96%となっております。

また、白丸の八代海では、低調な生産が続いておりまして、平成23年度は900万枚で平年比21%となっております。

次に、魚類養殖ですが、右側の図にブリとマダイの生産量を示しております。

黒三角のブリは、平成20年から22年にかけて赤潮の影響で生産量が減少しましたが、平成23年は、統計速報ではありますが、7,605トンと赤潮被害もなく33%増加しております。

一方、マダイは、赤潮に比較的強いということではほぼ横ばいで推移しておりまして、平成22年は9,988トン、平成23年は8,789トンとなっております。

有明海、八代海の漁業生産の状況につきましては、以上でございます。

○中村博生委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

福田環境立県推進課長。

○福田環境立県推進課長 それでは、資料22ページをお願いいたします。

平成16年2月に特別委員会からいただいた御提言に沿って県で取り組んでいる施策を22ページ、23ページに一覧表にしております。全体で39項目ございますが、本日は、本年度新たな取り組みが予定されている施策を中心にいたしまして、黒丸をつけております15項目について御説明させていただきます。

それでは、資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課長の軸丸です。

資料24ページ、生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理についてでございます。

まず、1の施策の概要等ですが、昨年度策定をいたしました生活排水対策のマスタープラン・くまもと生活排水処理構想2011に基づき、平成32年度末の汚水処理人口普及率を90%にまで高めるよう、生活排水処理施設の整備に取り組んでまいります。

あわせて、県民の皆様に対し、下水道等への接続や浄化槽の適切な維持管理を働きかけてまいります。

2の23年度の取り組み実績でございますが、県、市町村、県民の皆様が、それぞれの立場で地域特性に応じた生活排水処理施設整備に取り組んでおります。23年度末の汚水処理人口普及率は、現在調査中でございますが、22年度末では80%に達し、全国平均との差は徐々に縮まってきております。

また、熊本北部流域下水道の浄化センターでは、昨年度から老朽化した処理施設の更新に当たり、窒素やリンの除去率をも高めることができる高度処理施設への改築に着手しております。

3の24年度の取り組み予定といたしましては、引き続き各種施設の整備を実施するとともに、生活排水処理施設の整備効果を十分に発揮させるため、下水道等への接続や浄化槽

の適正管理などについて県民の皆様にご理解いただくための取り組みを積極的に進めてまいります。

下水環境課は以上です。

○清田環境保全課長 環境保全課、清田でございます。

26ページをごらんください。

工場、事業場の排水対策といたしまして、先ほど16ページで触れました条例による上乗せ規制適用区域の設定及び規制対象項目の追加について御説明いたします。

①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、陸から、いわゆる海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場、事業場の排水対策を行っております。

まず、有明海、八代海に流入する全ての区域を上乗せ規制区域といたしました。また、熊本県生活環境の保全等に関する条例で定めております米粉の製造業など7業者の事業場について、富栄養化の原因であります窒素、リンを新たに規制対象項目として追加しております。立入検査指導を実施しております。いずれも平成20年4月1日から施行しております。

次に、平成23年度の取り組み実績でございますが、規制対象となっております889事業場のうち、延べ426事業場に対し立ち入りを行い、水質検査を行っております。水質基準の超過となりました10事業場に対しまして、施設や管理体制の改善勧告1件、施設の運用ミス等に対しましての嚴重注意9件などを行っております。

平成24年度におきましても、引き続き各保健所を中心といたしました計画的な立入指導と排出水の水質の確認等を実施しまして、水質基準の遵守状況の把握に努めることといたしております。

環境保全課は以上でございます。よろしく

お願いします。

○平山畜産課長 資料の28ページをお願いいたします。

家畜ふん尿の適正管理の継続でございます。

1の施策の概要に記載しておりますとおり、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に従いまして、家畜排せつ物の適正管理について、引き続き推進してまいります。なお、法対象外の小規模農家につきましても、法適用農家と同様に推進してまいります。

取り組みにつきましては、2の取り組み実績のとおり、農家を巡回いたしまして適正管理の指導を行うとともに、毎年11月は畜産環境保全月間ということで、関係者が一丸となって指導しております。現在のところ、全ての対象農家において、法を遵守した状況下にあります。

畜産課は以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課の松尾でございます。

資料の29ページをお願いいたします。

農薬・化学肥料の使用総量の削減でございますけれども、1の①のとおり、環境に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業としまして、農薬や化学肥料の削減に取り組んでおります。特に、23年度からは、県民を挙げた取り組みへと力を入れているところでございます。

2番目の平成23年度の取り組み実績でございますが、まず、昨年8月に26団体から成ります推進本部を設立しまして、その後、グリーン農業に取り組みます生産者の生産宣言、それから消費者、企業等の応援宣言制度をスタートいたしております。

また、生産されました農産物を販売します常設販売コーナーの設置ですとか、理解促進

に向けた県民大会等を開催いたしております。

さらに、環境に優しい農業技術の実証展示、あるいは環境保全型農業直接支払事業等につきましても取り組みを進めているところでございます。

24年度でございますけれども、新たにホームページを開設するなど、くまもとグリーン農業を生産面、消費面から拡大しますとともに、関連施策も活用しながら、引き続き農薬や化学肥料の使用量の削減に取り組んでまいります。

農業技術課は以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

養殖場対策としての漁場改善計画に関する施策でございます。

施策の概要等の①の取り組み概要をごらんください。

魚類養殖では、環境への負荷が少ない餌への転換や収容密度の削減等を促進するための漁場改善計画を漁協が策定しておりまして、それが着実に実施されるよう指導を行うものでございます。

ノリ養殖につきましても、同様に漁協が漁場改善計画を策定しておりまして、その実施についての指導、助言や漁場改善に向けた取り組みの検討を行うものでございます。

平成23年度の取り組み実績ですが、魚類養殖もノリ養殖も全ての漁場で漁場改善計画が策定されておりまして、魚類養殖におきましては、底質調査の結果に基づき、適正養殖に関する指導を行っております。また、ノリ養殖では、酸処理剤の適正使用等に関する指導、助言や漁場環境調査結果に基づく情報提供等を行っております。

平成24年度の取り組みですが、これまでの取り組みを引き続き行うとともに、平成23年

度から始まりました漁業所得補償制度に合わせ、漁場改善計画に収容尾数の上限を明記するなど、さらなる環境改善に向け指導を行うこととしております。

水産振興課は以上でございます。

○梅崎水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

資料の36ページをお願いします。

覆砂にかわる漁場環境改善策の検討でございますが、この取り組みは、アサリが生息する干潟の環境を改善するため、従来から海砂を干潟にまく覆砂事業を行ってきておりますが、波風が強くて地盤が安定せず貝が生息しにくい場所で、海砂にかわり小さく砕いた碎石を使って貝が生息しやすい場所を造成するという対策でございます。

平成23年度の取り組み実績ですが、平成21年に、宇土の網田地先の沖合の干潟で直径13ミリ以下の碎石を使って2.3ヘクタールの漁場を造成しまして、その中と外でアサリの生息状況を継続的に調査しております。

この場所は、もともと波風が強くてアサリ貝が生息しにくい場所でしたが、造成した漁場内では、8月の調査では1平方メートル当たり50個、12月の調査では138個の稚貝が確認されました。

他方、漁場の外ではアサリの生息が確認されず、生息密度は高くはないものの一定の効果が継続していることが確認されております。

今年度の取り組みですが、引き続き調査を行い、効果の持続性を確認するとともに、漁場の管理法等について検討していく予定でございます。

水産研究センターは以上でございます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

38ページをお願いいたします。

提言項目は、干潟や海底等の保全、改善に係る干潟等の漁場環境改善のための事業の充実で、施策といたしましては、干潟の耕うん、作濡、覆砂、藻場造成等の事業の実施でございます。

中段の2、平成23年度の取り組み実績につきまして、覆砂は、県営事業により、荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市及び宇土市の各地先において、合計37.1ヘクタールを、並びに八代市地先で4.1ヘクタールをそれぞれ造成しております。また、市営事業では、熊本市地先にて4.1ヘクタールを実施しております。藻場につきましては、県営事業により、天草市新和町地先にて14.4ヘクタールを造成しております。耕うんにつきましては、有明海の水深20メートル程度の海底4平方キロメートルの耕うんを実施し、耕うん前後の生物量や底質の変化などの生息環境の改善状況に関する調査を実施しております。

次に、最下段の3、平成24年度の取り組み予定につきまして、覆砂は、県営事業により、荒尾市から宇土市地先で47.1ヘクタール及び八代地先で3.9ヘクタールの実施としておりますが、覆砂事業に関しましては、ノリ養殖開始時期までに現場作業を完了させる必要があるため、ゼロ国債により本年3月に発注を完了しております。藻場造成は、県営事業により、天草市新和町地先で引き続き実施するとともに、今年度新規箇所として取り組む天草市五和町から苓北地先において測量を実施することとしております。耕うんにつきましても、引き続き耕うん及び調査を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

○福田環境立県推進課長 39ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

1の①でございますが、海砂利採取につきましては、採取縮小の対応を早急に実施する

ようにとの県議会の御提言を受けまして、平成20年に熊本県海砂利採取削減計画を策定いたしました。

この計画は、平成20年度から本年度までの5年間、販売を目的とする海砂利採取を対象に、段階的に総量規制を行うものでございます。ただし、漁業振興などに配慮いたしまして、航路しゅんせつや作濡、覆砂の目的で行う海砂利採取は削減の対象とせず、一定量を確保する計画としているものでございます。

②の課題の欄でございますが、海砂利採取削減計画は本年度で計画期間が満了いたしますので、次年度以降の対応方針を早急に決定する必要があると考えております。

2の23年度の取り組み実績でございますが、有明海では、平成20年度の違法採取によりまして、平成22年度、23年度の採取枠がございませんので、23年度は販売目的の海砂利採取は行われておりません。一方、八代海におきましては、計画の採取限度量の枠内で関係課において許認可を行っているところでございます。

3の平成24年度の取り組み予定でございますけれども、関係部局で連携をし、十分な検討を行って、次期計画を策定する必要があると考えております。

配慮する事項に例示しておりますが、国の基本方針が「最小限度の採取量とするよう努める」とされていること、議会の御提言が採取縮小の方向性であること、今後の覆砂事業の必要量、骨材の需要量、さらに関係団体の御意見、こういったことに配慮をしながら、十分な検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

40ページをごらんください。

海砂利採取への対応のうち、法令の遵守、

指導でございます。

まず、2の平成23年度の取り組み実績でございますが、ア)からオ)の5項目につきまして、関係課で連携し、取り組みを実施しているところでございます。

次に、3、平成24年度の取り組み予定でございます。

1の違法採取の再発防止策につきましては、昨年同様、ア)からエ)に掲げております対策を実施して、再発防止に努めてまいります。

次に、2番、平成24年度の許認可についてでございます。

平成24年度に採取が認められている約3万立米の枠内で許認可を行っていくこととさせていただきます。

なお、平成22年度に不許可、不認可とした法人から、再び採取申請がありました。県といたしましては、違法採取業者と同一会社であると認定をしているため、今回の申請についても5月14日付で認めないことといたしました。

3でございます。

超過採取業者の過料及び不当利得返還金についてでございます。

平成22年7月に、超過採取業者に対して一般海域管理条例に基づく過料処分を行い、あわせて土砂採取料の徴収を免れた金額について不当利得として返還請求をしておりますが、滞納状態になっており、引き続き徴収に努めてまいります。

以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

45ページをお願いいたします。

栽培漁業における複数県による広域連携の推進という施策でございます。

施策の概要等の取り組み概要ですが、栽培漁業をより効果的、効率的に進めるため、ク

ルマエビ、ガザミについて有明海沿岸4県で、マダイ、ヒラメにつきましては鹿児島県と共同で放流と調査に取り組むものでございます。

平成23年度の取り組み実績ですが、クルマエビとガザミにつきましては、有明海で計画どおり放流を実施し、効果調査を行っております。マダイ、ヒラメにつきましては、八代海に放流した標識魚の水揚げ状況の調査を実施しております。

平成24年度の取り組みですが、国の補助事業であります有明海漁業振興技術開発事業等を活用しながら、引き続き関係県と連携し取り組んでまいります。

水産振興課は以上でございます。

○梅崎水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

56ページをお願いします。

有明海、八代海再生の研究の重点化でございますが、水産研究センターでは、研究が効果的かつ効率的に進められるよう、調査研究体制の充実に取り組んでおります。

具体的には、学識経験者、漁業者などから成る外部評価委員会を設置し、試験研究について適当であるかどうか、成果は出ているか、問題はないかなどについて、評価、御意見をいただいております。また、県庁内においても、研究推進会議を設置し、行政ニーズに対応した研究に取り組むような体制をとっております。

平成23年度の取り組み実績ですが、この2つの委員会を9月と10月に開催し、ノリづくりの安定化対策事業など5つの研究事業について審議いただきました。いずれの研究も計画どおり進んでいるとの評価をいただいております。

本年度の取り組みですが、引き続き委員会の意見、評価に基づき、研究の充実化に取り組んでまいります。

特に、本年度は、新たなノリ品種を開発するためのノリ環境適応型品種特性評価試験など、新たに3つの事業を取り組む予定にしております。

以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

58ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についてでございます。

施策の概要等の(1)でございますが、平成20年6月の佐賀地裁判決で5年間の開門命令が出され、国が控訴する際に、当時の農林水産大臣が開門調査のためのアセスメントを行い、開門調査も含めた今後の方策を関係者の同意を得ながら進めていきたいと談話を発表しております。県は、これに基づき、国が実施する環境アセスメントのそれぞれの段階において知事の意見を提出することとなっております。

県といたしましては、有明海の環境変化の原因究明のために諫早湾干拓事業の開門調査が必要との立場で、環境アセスメントを早急に実施するよう、国に対し働きかけを行ってまいりました。

(4)でございますが、平成22年12月8日に福岡高裁で佐賀地裁判決が支持され、菅首相が上告しない方針を表明し、判決が確定しております。

次に、平成23年度の取り組み実績ですが、平成23年6月に国が公表した準備書素案、これは環境影響評価結果の素案に当たるものでございますが、これに対して7月に県の意見を提出しております。

その際には、申しわけありません、上段の2にまた戻っていただきまして、上段の2の課題のところに記載しておりますように、県内の漁業者の中には、開門による漁業への悪影響を懸念する声もあるということも踏まえ

まして意見を取りまとめております。

ア)では、予測モデルの再現性を十分検証し、予測の精度を高めること、イ)では、水産業への被害発生等には補償も含めた万全の対応策を講じること、ウ)では、開門調査に当たっては、調査結果をしっかりと評価できるような調査の実施・評価体制を確保することとしております。

次に、平成24年度の取り組みですが、昨年10月に国が公表した準備書、これは前段で御説明いたしました準備書素案の案が外れたものでございますが、この準備書に対しましては、今御説明いたしました準備書素案に対する意見を基本としまして、関係市町や学識者の意見も伺いながら、意見を取りまとめておりまして、意見の概要のア)からウ)に示しました知事意見を、ことし5月11日に提出しております。

なお、今後も、国の動向を見ながら関係県と連携して対応していくこととしております。

水産振興課は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、有明海、八代海再生に向けた県計画に関する平成24年度事業について説明をお願いいたします。

福田環境立県推進課長。

○福田環境立県推進課長 59ページをお願いいたします。

有明海、八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成24年度事業でございます。このページに一覧表を記載しております。

2行目をごらんいただきますと、今年度の事業は、本議会に補正予算として御提案している事業も含めまして56事業、事業費総額は約153億円となっております。

3段目に記載しておりますけれども、昨年度当初予算、約1億円、1%の減となっております。

事業費減の主な理由といたしましては、農業漁業集落排水事業の一部地域の完了によるもの、あるいは昨年度単年度事業で実施いたしました赤潮対策、底質改善検証事業の終了などによる減額でございます。

60ページ以降に事業概要を記載しておりますが、先ほど関係課から御説明しました内容と重複する部分もございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、地球温暖化に関する現状等について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

72ページをお願いいたします。

地球温暖化に関する現状等について御説明いたします。

まず、温室効果ガス総排出量について。

①でございますが、国は、平成20年から24年の京都議定書の約束期間内に、基準年の平成2年比で6%の削減を目標としております。これに対しまして、平成21年度実績は4.1%減少、平成22年度は0.3%減少となっております。

平成22年度に排出量が増加しておりますが、この要因は、景気が回復する中で製造業の活動量が増加したこと、この年は夏の猛暑、冬の寒さによりまして電力消費が増加したことなどが理由とされております。

次に、②の本県の総排出量でございますが、平成22年度の削減目標は、国に準じて平成2年度比で6%削減を目標としております。これに対しまして、平成21年度実績では5.2%の減少となっております。

なお、地方の排出量の算定には各種統計データの確定を待つ必要がございますので、県の排出量はこれが最新データでございます。

下の図の真ん中、図2をごらんください。

部門別の排出内訳を見ますと、工場などの産業部門が32.9%、オフィスなどの業務その他部門が14.8%でございます、こういった事業部門の合計が約半数となっているところでございます。

右の図3をごらんください。

各部門ごとの排出量の推移でございます。基準年と比較しますと、産業部門が19.7%の減少、家庭部門が19.2%増と、家庭部門が唯一増加しております。

産業部門の減少につきましては、これは国の傾向等も同じでございますが、平成21年度は、世界同時不況の影響から産業部門において製造品出荷額が減少したことなどによるものと考えております。

一方で、家庭部門が増加しておりますのは、世帯数の増加、家電製品の普及などによるものと考えているところでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

温室効果ガス排出削減に係る中長期目標についてでございます。

平成24年4月に策定されました国の第4次環境基本計画では、2050年までに1990年比で80%の削減を目指す旨と明記されておりますが、中期目標については、示されていない状況でございます。

現在、国におきまして、今後のエネルギー政策が議論されております。それを踏まえまして、環境省の審議会が6通りの温室効果ガスの削減案を示しております。さらに検討を行いまして、夏ごろをめどに戦略が取りまとめられる予定とされております。

なお、ここに記載しております数値につきましては、6月8日時点のものでございまして、今後の国の議論の中で変更される可能性もございます。

次に、②の本県の削減目標でございますが、国の目標が明示されておられませんため、本県の削減目標も現時点では設定しておりま

せん。

今後、国の動向等を踏まえまして、設定していく予定としております。

温暖化対策の現状につきましては、以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 74ページをお願いいたします。

平成21年3月に、環境対策特別委員会から、地球温暖化対策に関する提言をいただきました。枠囲みに記載しております4項目が重点的に取り組むべき事項として御提言いただいている項目でございます。

この提言に基づきまして、(4)に記載しておりますが、温暖化の防止に関する条例を22年3月に制定したところでございます。

それでは、(3)の枠囲み、重点的に取り組むべき事項の4項目につきまして、各担当課から順次御説明させていただきます。

引き続き、まず、環境立県推進課から御説明いたします。

76ページをお願いいたします。主なポイントにつきまして御説明申し上げます。

まず、事業活動における取り組みの推進についてでございます。

1の提言の概要欄でございますが、一定規模以上の事業所に対し、排出削減計画を作成し、排出量の報告を求めることなどを内容とする条例を制定し、経済界と連携した地球温暖化対策を着実に進めることといった御提言をいただいております。

2の平成23年度の取り組み実績欄をお願いいたします。

(ア)は、御提言を受けまして、平成22年度から開始いたしました地球温暖化の防止に関する条例に基づく計画書制度の運用状況でござ

います。

①②③に条例に基づく3つの計画書制度の現在の実施状況を記載しております。

個別の説明は省略させていただきますが、この制度によりまして事業活動に伴う温室効果ガス削減のための自主的な取り組みが促進されているものと考えております。

(b)、一番下でございますが、計画書制度は一定規模以上の事業所ということにしております。計画が義務づけられておりません中小企業等における取り組みを推進するために、平成22年度と23年度に実施をいたしました省エネ設備導入に対する補助事業の件でございます。2年間で23件に交付いたしまして、任意の計画書制度の取り組みが広がったところでございます。

77ページをお願いいたします。

(イ)でございますが、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の開催、省エネキャラバンの実施など、各種会合や県ホームページなどを通して事業者への情報提供を行っております。

3の平成24年度の取り組み予定でございます。

(ア)の条例に基づく計画書制度については、着実な運用を図ってまいります。

(イ)の事業者への情報提供、支援といたしましては、昨年の取り組みをさらに充実強化して、啓発等を行っていききたいと考えております。

特に、下から2段目の(f)でございますが、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、熊本県に10億円の配分がなされる予定でございます。この基金を活用いたしまして、県や市町村などの防災拠点や避難施設への再生可能エネルギー等の導入促進を推進していききたいと考えております。

(1)につきましては、以上でございます。

○小原交通政策課審議員 企画振興部交通政

策課審議員の小原でございます。

資料の78ページをお願いします。

(2)公共交通機関の利用促進について御説明いたします。

1の①、提言の概要でございますが、提言では、公共交通機関への転換を促すためのノーマイカー通勤の強化やバス路線の再編、パーク・アンド・ライドや乗り継ぎの円滑化等を図ることとされております。

2、平成23年度の取り組み実績の(1)ノーマイカー通勤運動の強化等の(ア)でございますが、公共交通利用促進社会実験を平成23年9月から11月にかけて実施いたしました。県内全域の小学生を対象とした路線バスや市電、熊本電鉄への無料乗車体験を実施し、1,830名の小学生の利用がありました。

79ページをお願いします。

(イ)でございますが、県内の公共交通機関の利用促進を目的としたホームページ・くまもとよか交通Netを平成22年8月に開設し、通常の乗り合いバスだけではなくて、コミュニティーバスや乗り合いタクシーも表示するなど、わかりやすいものとなるよう留意しながら運営しております。

(ウ)でございますが、4月22日に熊本県ノーマイカー通勤デーパレードをNPOとの共催で実施いたしました。県が入っての実施は4回目となり、約300名の参加がありました。

(エ)でございますが、温暖化防止条例に規定するエコ通勤環境配慮計画書制度を促進するため、事業者向けの補助事業を実施いたしました。

(オ)でございますが、免許センター等でエコドライブ普及啓発用のチラシやステッカーの配布をしているものでございます。

(カ)でございますが、電気自動車等の普及促進のための取り組みとして、普通充電器や急速充電器を設置するほか、電動二輪車の普及を進めるための補助を行ったものでござい

ます。

次に、(2)バス路線再編の協議の支援の(ア)でございますが、熊本市におけるバス交通のあり方検討協議会におきまして、熊本市が本年4月から運行を開始した区バスに関する検討等を行いました。

また、(イ)にありますとおり、熊本市以外におきましても、県内各地域の公共交通に関する会議等に委員として参画し、各地域の取り組みを支援いたしました。

次に、(3)乗り継ぎの円滑化の(ア)利用促進に向けた取り組みでございますが、次の80ページをお願いします。

④にございますように、エコ通勤環境配慮に取り組んでいる特定規模事業者8社を訪問し、利用促進の働きかけを行っております。また、既に運用中の駐車場事業者に対しましては、さらなる改善についての働きかけを行いました。

(イ)でございますが、JR宇土駅駐車場において、本年1月から暫定運用が開始されております。右の表にありますとおり、本年5月末におきまして10カ所が運用されておまして、稼働率は62%となっております。

(ウ)空港ライナーの試験運行でございます。

阿蘇くまもと空港への交通アクセスの利便性を高めるため運行するものでございますが、自家用車から公共交通機関への利用の転換が進み、二酸化炭素の排出削減に寄与するということが記載しております。昨年10月1日から本年3月31日までの6カ月間、阿蘇くまもと空港とJR肥後大津駅の間をジャンボタクシー等により運行しました。6カ月間の利用実績は、延べ2万1,401人となっております。

続きまして、81ページをお願いします。

3、平成24年度の取り組み予定についてでございます。

(1)ノーマイカー通勤運動の強化等につき

ましては、公共交通機関利用促進を目的としたホームページの運営並びに小学校が行う公共交通機関を利用した社会科見学の実施支援、ノーマイカー通勤デーパレードの実施、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発、電気自動車等の普及促進につきまして、引き続き実施する予定となっております。

(2)バス路線再編の協議の支援ですが、昨年度に引き続きまして、熊本市を初め各地域の協議会に積極的に参画し、地域の取り組みを支援してまいります。

(3)乗り継ぎの円滑化につきましては、パーク・アンド・ライドのさらなる利用促進に引き続き取り組んでまいります。

特に、稼働率が低迷している箇所の利用促進に向けアンケート調査等を実施し、問題点の整理、対策の検討を行ってまいります。また、阿蘇くまもと空港とJR肥後大津駅を結ぶ空港ライナーの試験運行の支援を行ってまいります。

以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

82ページをお願いいたします。

家庭における取り組みの強化でございます。

1の提言の概要でございます。

家庭部門の排出量が増加していることから、一人一人が省エネ行動を着実に実践することが重要である、このため、身近な省エネ行動の実践や省エネ家電製品の購入を促進するため、民間活力による新たな仕組みの構築といった御提言をいただいているところでございます。

2の平成23年度の取り組み実績でございますが、(1)の(ア)地球温暖化防止についての普及啓発の推進につきましては、特に節電、省エネに関する取り組みを強化いたしまし

た。

(a)のグリーンカーテンにつきましては、県庁を初め13の県施設で実施をいたしたところでございます。

(c)のライトダウンキャンペーンにつきましては、夏冬それぞれNPO法人とも連携をしながら、広く県民、事業者に一斉消灯を呼びかけて、回数を大幅に増加して実施をしたところでございます。

83ページの(イ)をお願いいたします。中ほどでございます。

地球温暖化防止活動推進員、これは、各地域において、温暖化防止活動の普及啓発のために県内103名任命しておりますが、これらの推進員の活動に対するセミナーの開催、地域協議会の設立支援などを実施したところでございます。

(2)の(ア)でございますけれども、昨年度は、エコくまポイント制度をモデル事業として実施いたしました。これは、温暖化防止のために具体的に行動に取り組んだ県民の方に対して、ポイントを付与して協賛店舗での特典が受けられる、事業主体はNPO法人でございますけれども、こういった実証実験を行いました。

84ページをお願いいたします。

3の平成24年度の取り組みです。

(1)ライフスタイルの転換に向けた啓発でございますけれども、(ア)に書いておりますように、今年度は、特に先人の知恵、新しい省エネ機器を活用した熊本らしいライフスタイルを提案して「楽しく、賢く、かつこよく」というキャッチフレーズのもと、県民の皆さんへの普及啓発に力を入れていきたいと考えております。

(2)の(イ)でございますけれども、昨年度モデル事業として実施いたしましたエコくまポイントにつきましては、今年度は、実施主体となります民間団体に対しましてアドバイス、PR支援などを行うなどして、県民の環

境活動への参画の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

家庭の取り組みの強化については、以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

85ページをお願いいたします。

1の①、提言の概要でございますが、森林整備の実施に当たり、森林所有者の負担軽減に努めること、企業・法人等においては、社会貢献活動や環境問題への取り組みに対する意識が高まっており、二酸化炭素吸収量の認証制度等を活用し、企業の森づくりを促進することとの提言をいただいております。

次の②、課題でございますが、森林所有者の負担軽減では、森林施業の低コスト化、工夫次第で森林所有者の負担が軽減できる定額方式での助成事業の活用などを進める必要がございます。企業等の森づくりの促進では、企業、法人等との協働の森づくり指針の普及を図りつつ、企業等による森づくりを積極的に支援する必要がございます。

23年度の取り組み実績でございますが、(1)森林所有者の負担軽減につきましては、定額方式で助成を行います間伐等森林整備促進対策事業などによる間伐2,900ヘクタール、路網6万9,000メートル余りの開設等をいたしました。

次のページをお願いいたします。

(2)企業の森づくりの促進といたしまして、企業・法人等との協働の森づくり指針に基づき、3つの協定を締結し、企業による森林整備活動を支援するとともに、熊本県森林吸収量認証制度に基づき、17者に対し認証書を交付いたしました。また、県有林のオフセットクレジットの認証がなされ、2,246二酸化炭素トンが販売可能となっております。

平成24年度の取り組み予定でございますが、23年度と同様に、引き続き間伐等の実施

に対し助成を行い、また、企業の森づくりの促進について支援を継続的に進めますとともに、県有林のオフセットクレジットの販売も行ってまいります。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成24年度事業について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

87ページをお願いいたします

地球温暖化対策といたしまして、6月補正予算でお願いしている事業も含めまして、24年度に取り組む事業についてまとめております。88ページ以降に各施策分類ごとに一覧表で記載しておりますが、87ページの総括表で御説明させていただきます。

87ページの上から5段目でございますけれども、事業総数は51事業、事業費総額は約63億円となっております。23年度当初と比べますと、かなりの減額になってございます。

これは、この理由は、熊本都市圏の交通渋滞緩和を目的として取り組んでまいりました環状道路などの整備事業が、政令市移行に合わせて熊本市に事務移管したことによるものでございます。個別の事業につきましては各課からの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○中村博生委員長 次に、関連がありますので、報告事項でありますけれども、熊本県総合エネルギー計画について説明をお願いいたします。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

A3両面の熊本県総合エネルギー計画素案

をお願いいたします。

まず、左のほうですけれども、策定の背景・必要性でございますけれども、原発事故等を契機にいたしまして、持続可能で安全、安心なエネルギーを有効に利用する社会を早急に築いていくことが喫緊の課題ということと、これまで説明がございましたように、国のほうで、ことしの夏、エネルギー計画を策定する見込みだということ、それと、本県のほうでも、未来型エネルギーのトップランナーを目指して、このエネルギー政策の推進をあらゆる部門の発展につなげるということと、今回の4カ年戦略にも規定をしていること、それと、これを集めまして、県民、企業、市町村と同じ方向性を持っていく総合エネルギー計画が必要だということが策定の背景、必要性でございます。

右の欄の計画の位置づけ等でございますけれども、国の計画ですとか県のいろんな環境関係の計画等を整備いたしまして、計画の期間につきましては、平成24年から32年までの9年間ということで、国の計画等の期間等に合わせさせていただいております。

現状と課題についてでございますけれども、エネルギー消費の状況につきましては、本県の年間エネルギー消費量は原油換算で462万キロリットルということで、平成2年に比べますと12%ほど増加ということで、全国と比較して、本県の特徴といたしましては民生部門の割合が多いという特徴がございます。

それと、新エネルギーの状況でございますけれども、これにつきましては、原油換算で32万キロリットルということで県内の消費量の6.9%に相当と。全国につきましては3.9%ということで、全国と比較しますと本県のほうがかなり新エネの導入量が進んでいると。それと、太陽光の発電の普及率ということで、5.6%ということで佐賀県に次いで全国第2位という状況でございます。それと、県

内の新エネルギーの利用可能量につきましては、原油換算で約222万キロリットルということで、県内のエネルギー消費量の5割を賄える可能性がございます。

次に、省エネの状況でございますけれども、省エネにつきましては、県民への普及啓発等をこれまで支援をしておりますし、電力不足に対する九州全体での積極的な節電対策の結果、23年の夏は対前年比7%減、24年の冬につきましては5%の節電を実現しております。

エネルギーの関連産業の状況でございますけれども、太陽電池製造工場等が立地しておりますし、県の産業振興ビジョンで重点成長5分野に位置づけをしております。

本県のエネルギー政策の課題でございますけれども、化石燃料や原子力発電への依存を低くして新エネの導入の加速化が必要だということと、省エネに関しましては、これまでも進めてきておりますけれども、抜本的な取り組みが必要だということと、エネルギーの有効利用、それにエネルギー関連産業の振興が必要ということになっております。

将来像につきましては、一番右の欄をごらんいただきたいと思っておりますけれども、エネルギー施策の推進を、経済発展、雇用創出、農山漁村の保全などあらゆる分野の発展につなげていくと。

例えば、家庭の電力消費量相当ぐらいは、新エネ導入促進と省エネ取り組み強化で賄えるよう、県民総ぐるみで頑張るといような目標を掲げられないかということを考えておりまして、ちょうど真ん中下のほうに数値目標の設定ということで同じように掲げておりますけれども、国がことし夏にエネルギー計画をつくりますので、その辺の数値等を見ていく必要がございますけれども、熊本県といたしましては、今申し述べましたように、家庭の電力消費量相当ぐらいは、新エネの導入促進と省エネの取り組み強化で賄えるよう

な、それを県民総ぐるみで頑張るといような目標を掲げられないかということを考えております。

将来的には、右側に戻りますけれども、エネルギーを生かした豊かな地域づくりを実現していくということと、熊本らしいエコスタイルを確立していく、それと新たなリーディング産業化と雇用の創出を図っていく、安全、安心な社会基盤ということで、エネルギー源の多様化・分散化等を図っていく、そういう将来をにらみながら、施策の柱といたしましては、真ん中に掲げておりますけれども、まずは新エネルギーの導入の加速化を図っていききたい、それに省エネルギーの推進の強化を図っていく、そして新たなエネルギー需給体制の構築を図っていく、それとあわせてエネルギー関連産業の振興を図っていくということを考えております。

そして、県内各地域で施策推進を考えておりまして、ちょっと裏面をごらんいただきたいんですけれども、6つほど地域を分けております。これにつきましては、昨年12月に示されました政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像と同じ地域設定とさせていただいておりまして、それぞれ地域資源とか自然環境、地理的条件、土地利用等々を勘案しまして、こういう区分にさせていただいております。それぞれ地域特徴がございますので、その地域特徴に合わせまして施策の柱を掲げまして、右側に地図がございますが、その下にモデル地域の設定ということで幾つか県内にモデル地域を設定いたしまして、重点的にいろんな予算等も含めて投資をしていきまして、県内中に熊本モデルを浸透させていききたいというふうに思っております。

もう一度表に帰っていただけないでしょうか。

一番右下の策定スケジュールという表をごらんいただきたいと思います。

6月に県議会への計画素案の報告をさせて

いただきまして、7月から8月にかけてまして、パブリックコメントをいたしまして、計画案を決定いたしまして、9月の県議会に御提案をさせていただきまして御承認をいただければと、かように考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありませんか——ないですか。

なければ、次に行きます。

次に、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑をしたいと思います。質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 まず、先ほどの廃棄物の関係では、大変な取り組みの結果、報告のとおりに進んだようでありまして、努力いただいた皆さんに心から敬意を表したいと思います。

今有明海の問題ですが、これは何日前でしたかね、御輿来海岸の潮紋が消える、ヘドロが堆積しているという、こういうマスコミの報道がありました。これはもう以前から指摘をされてきたことでありまして、大変憂いております。

そこで、今諫早湾干拓事業にかかわる中長期開門調査の実施のことでも御報告いただきましたが、特にこのさまざまな要因が指摘されているわけですが、例えば有明海の潮流の変化、つまり流れが減速しているというようなことを指摘する学者もおりますし、その原因についても、この開門調査の関係で積極的に早くやるべきではないかという、そういう思いを強く私自身持っているわけですが、

そこで、この開門調査の状況については、何か本気になって熊本はやる気があるのかなのかという。この進捗状況については、もちろん国とのかかわりや長崎県との調整の問題もありますけれども、少なくとも熊本は、福岡あるいは佐賀も含めまして、このことに対する積極的な早期の開門調査については、これまで取り組んできた、あるいはそういう思いで意見を統一しながら取り組んだ経過もあるわけでありまして、ちょっと今の御報告を聞いておきますと、なかなか難しいなというふうに思っておりますが、もう少しこの状況報告をいただきたいというのが1つです。

それから、先ほどの潮紋の変化の問題についても、何か考えていることがあればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、私、今議会の中でも、代表質問の中で、熊本港の現状について、きょうは港湾課のほうからも課長がお越しいただいているわけですが、少し構造について調査をさせていただきました。あそこが、つまり85メートルの幅、7.5メートルの深さでずっと航路を掘削している。そして、航路の確保、そのためのしゅんせつをずっと継続してやっているわけですね。それを見ていると、海図もちょっと拝見をしましたが、周辺の深さというのは、あそこはずっと干潟ですから、そうすると5.何メートルだとか、そこをずっと7.5メートルで掘削しているという状況を見ますと、これは諫早湾だけではなくて、近くの私たちが人為的に壊廃をした、あるいはそういうぐあいに構造物をつくった、その影響というものもあるのではないかとこのように実は疑問を持ったわけですが、そういうことも含めて、例えば地球の気象変動によるものであるかということと同時に、我々が近辺の構造物をつくった影響による潮流の流速変化ではないかという意見等もあるわけですが、もう少し抜本的にその原因究明をやらないと、なかなか、例えば覆砂の問

題等もあるわけですが、覆砂をしてもしてなかなか問題が解決しないという状況もあるわけですから、その辺の構造的な変化に対する調査にもう少し力を入れるべきではないかというふうに感じているわけですが、その辺について、担当課の方、担当部署の皆さん方は、どういうふうにお考えで、今どういう取り組みをされているかということをお聞きしたいというふうに思います。

○平岡水産振興課長 まず、諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の件でございますけれども、先ほど5月11日に知事の意見を提出しております。それを受けまして、恐らくことしの6月以降に環境影響評価書というものを国が策定するという形になっております。農政局が農林水産大臣にそれを提出しまして、今度農林水産大臣から環境大臣に意見聴取を行うという形で、大体それが90日以内に行われるというような形になっております。

その後、正式な環境影響評価書が作成されるという形になりますけれども、先ほど福岡高裁の判決の話をしましたけれども、その福岡高裁の判決の確定日が22年の12月21日ですので、3年以内に5年間の常時開門を命ずるといふ判決ですので、来年の12月20日までに国は開門をしなければいけないという形になっております。

当然、有明海はノリの養殖をやっておりますので、漁業者の意向からすればノリの養殖時期はやめてほしいという話ですので、来年のノリが始まる前には開門をしないといけないんじゃないだろうかというふうに思っております。

御承知のとおり、今長崎県との調整がかなりもめておりまして、農業用水の確保とかそういう部分でもめておりまして、私どもとしては、今後どうなるかということをお聞きして心配しているところでございます。

○鬼海洋一委員 簡単ではないということは、長年経過をしている現状から見て、これはもう私自身もそういうふうに思っているんですが、しかし、最近のかかる事態を考えてみると、やっぱりもう少し積極的な能動的な対応というのが必要ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、佐賀県やあるいは福岡県あたりとも相談をしながら、この問題の解決のための一步を、ぜひ積極的に踏み出してほしいということを、この際お願いしておきたいというふうに思います。

それから、今、潮紋の変化の問題については、どこか捉えているところはないでしょうか。関心を持って見られておりましたでしょうか。

○平尾漁港漁場整備課長 私ども漁港課のほうで、ちょっと限定的なお話で、先ほど委員のほうからの新聞というところのフレーズに対する局所論的なお答えになると思うんですが、実は新聞に掲載されておりましたのは、網田漁港ということで宇土市の管理漁港になります。早々、私どものほうも宇土市のほうに確認しましたが、明確な答えはまだつかないというのがもちろん現状の状態なんです。実は、この新聞に掲載された宇土網田漁港の、あるいは漁港施設の導流堤になるんですが、その上流の300メートル宇土市寄りのほうのところに、実は平成17年度に汚水処理場を建設しております。

これは、背後地の汚水を引き詰めて処理しようという目的と、昭和44年に背後地で大火災があったということで、防災施設の防災広場が欲しいという目的でつくられたものなんです。実はその建設に当たりまして、建設地の中心線、それと導流堤、漁港施設の間で、実はモニタリング調査をやられております。そういう既存の調査結果がございますものから、新聞掲載されたあたりに新たな測線を設けて、追跡の調査を宇土市のほう

としても考えられておるということは私どもお聞きしております。

そういう中で、そういう測定方法だとか、過去のいろんなデータとの比較論、これは先ほど冒頭に述べましたが、非常に局所的な話で申しわけございませんが、そういうところには私たちとしても助言を行ってまいりたいと思っておりますし、そういう取り組みに注意してまいりたいと思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員 ありがとうございます。

この話を聞いたときに、マスコミの報道を知ったときに、明らかに今この有明海そのものが構造的な変化を来している。そういう意味で、全体的な影響がどうなのかなというふうに直感をしたものですから、今質問をいたしましたけれども、これは今お話の構造物をつくったということもありますが、ここだけではない、さまざまな影響というのが周辺に及んでいるということは、誰が見ても明らかですよ。

ですから、この諫早湾の開門調査、これはもうまず大事なことですけど、同時に、周辺の構造物を建設したことによる変化についても、ぜひ敏感に感じていただきながら、それらに対する対応を行っていただきますようお願いしておきたいというふうに思います。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今御意見をいただきましたとおり、この有明海、八代海の海域の変化、これはさまざまな要因があり、また、さまざまに絡み合ったものであろうと考えております。

県でも、今毎年12項目くらいの調査というのはやっておりますし、それは九州各県いろいろ調査をやっているところがございますけれども、こういったさまざまな要因のデータというのを、ぜひとも、国の総合調査評価委

員会というのが今再開してございますので、国の調査もあわせて総合的な研究を行っていただきたいという要望をしているところでございます。

○中村博生委員長 要望でいいですか。次の熊本港関連はいいですか。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

今鬼海委員のほうから御質問がありましたように、熊本港におきましては、今マイナス7.5メートルの岸壁及び泊地、航路等の工事を行っております。それに伴いまして、先日の本会議でも御質問ありましたように、航路の南側に防波堤を築造しているところです。

これは、国土交通省の直轄事業としてお願いして施工していただいている事業ですけれども、これと先ほどの御質問の網田沖の潮紋についての関連という話でございますけれども、当然、工事を施行する段階において、熊本港周辺の潮の流れの変化等については毎年定期的に把握しているんですけれども、それだけかなり離れた広域的な、かつ有明海全体への影響までは、まだ把握していないという状況です。

これにつきましても、新聞報道等がありましたとおり、どういう関連があるかどうかはちょっとここでは何ともお答えしかねるんですけれども、関係機関とともにいろんな複合的な要因があると思うんですけれども、勉強してまいりたいと考えております。

以上です。

○鬼海洋一委員 とりあえず問題提起はさせていただきます。

3キロ、あの海域でずっと航路を掘削しながら保全をするということは、当然周辺における砂の移動というのが出てくる。これはもう誰が考えてもそう思っているというふうに——それがどの程度広範囲に及ぶのかという

ことについては、この際少し考えていく必要があるのではないかなというふうに思ったものですから、御指摘したわけでありましたが、ぜひ、そういう意味では関心を持って取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思えます。

○中村博生委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 浄化のための複合養殖についてちょっとお尋ねしたいんですが、クマモトオイスター、非常に注目をされる一つの品種ということで県も努力をさせていただいておりますが、なかなか種苗生産が思ったようにうまくいってないとお聞きしますけれども、どういうことが原因なのか1つ。

もう一つは、この前テレビを見ておりましたら、大分県でヒジキの養殖が非常に盛んに行われている。昔、ヒジキというのは、海岸線についておまして、それをその地域の人たちがこさぐといいますか、岩をこさいでとりよったので、非常に石が一緒について売りにくいというようなことがあったんですが、養殖でつくったそういうヒジキは、非常にそういう石とかなんかがつかないのでも売やすいと、値段も高い、健康にもいいというようなことでニュースがありましたけれども、そういう海を浄化するための海藻の養殖というのは、クロメとか、ワカメとか、いろいろ水俣あたりでも研究をされておりますけれども、取り組んでいただいておりますが、そういうヒジキの養殖というのは、大分でできるなら熊本県でもできるような感じがするんですけれども、いかがなものでしょうか。

○平岡水産振興課長 まず、クマモトオイスターにつきましては、今量産体制という形で取り組んでいるところですが、委員御承知のとおり、なかなかちょっと安定生産ができてないという状況があります。

今年度からは、水産研究センターのほうで、親員の選抜育種ということで、いい親を仕立てていこうというふうな形で、そういったいい親を仕立てていて、これは活力だけではなくて、クマモトオイスターについては基準がありまして、長さとか幅とか、そういったもののできるだけ合った親を選抜して、しかも、いい卵をとれるようなそういった親を育てていこうということで、ことし取り組んでおりますので、そういったこともあわせて、あと里海づくり協会のほうで種苗生産を行いますけれども、連携して取り組んでいくことで安定した技術が確立されると、私も期待しているところでございます。

それから、ヒジキの養殖の件についてですが、先日天草のほうでヒジキの共販というのが行われていまして、これは天然のものなんですけれども、22トンほどたしか売られたと思います。

これについては、複合養殖と申しますか、これは天然のものなんですけれども、委員がおっしゃっているように、例えば魚類養殖と二枚貝の養殖とそれから海藻養殖をあわせてやることで、海の窒素とかリンとかを吸収していくという部分で非常に期待されているところでございますが、今のところ、天然のものをもって、そういった共販体制ができてきているということですので、これも養殖の取り組みの進めていく必要があるというふうに思っております。

○西岡勝成委員 ヒジキの養殖だけど、とる人もだんだん高齢化していなくなっているし、海面養殖のできるなら、そういうのもぜひ実質的に広げていただきたいと思えます。これはもう要望です。

もう1つ要望なんですけれども、海砂利採取の件について質問もありました。平成16年、我々がこの委員会で提言をして、それののっとなって県も対応していただいて、今の採

取状況になっているんですけれども、この前の答弁を聞いて非常にうれしかったのは、環境生活部長も農林水産部長もきちっとした信念のもとに答弁をされているというのは、私はそれぞれ立派だと思います。

これは、環境的にまだまだよくなっているような状況じゃございませんし、海砂利も砂もそんなにふえてくるような状況じゃありませんので、委員会としては、そういう16年の基本方針に基づいて次の計画をつくられるようですけれども、できれば、そういう今の流れを含めて新しい計画をつくってほしいと思いますので、その辺は要望させていただきます。

○山口ゆたか委員 今計画の策定についてですけれども、私は、今現状等々を捉えると、もうちょっとより進んだ計画を策定すべきじゃないかというふうに思っております。

例えば、県内における細骨材の利用等々は今調査中ということでまだ上がっておりませんけれども、そういったものも含めて、やっぱりしっかりと16年の決定よりも現実に即したやり方をすべきだというふうに思いますので、私はそういう意見だということを表明しておきます。

○中村博生委員長 要望でいいですか。

○西岡勝成委員 どっちかな、山口さん、現実に即したということは……。

○中村博生委員長 だから、調査を徹底して、検証してから策定してくれということでしょう。

○城下広作委員 それとは全く関係はないんですけれども、アサリの稚貝がたくさんというか確保できるというふうに、碎石の覆砂が少しは効果があるという報告だったんですけ

れども、13ミリということだからちょっと粒が大きいのかなと思って、それをちょっと小さくするともっと効果があるのかなと私は個人的に思うんだけど、その13ミリを少し小さくするという事は可能なのか、それを大量に確保して覆砂に変えるという、これはちょっと考えられないのか、確認ですけど……。

○平岡水産振興課長 水産研究センターのほうで、先ほど報告をしておりますので……。

○梅崎水産研究センター所長 網田地先の碎石漁場につきましては、やはり波、風が強いということで、それで飛ばされない大きさを選定して13ミリ以下で行っております。当然、それより小さい碎石というものもできるわけですが、それはその場所に合ったものを使うという形で進めております。

○城下広作委員 波の強いところは13ミリでいいんですけども、波がないところで覆砂を碎石の小さいのでやると、より砂に近い状態になるわけだから、可能性が高まるということを考えるのが自然じゃないかと思うけど、それはどうですか。

○梅崎水産研究センター所長 海砂と効果というのは、非常に高いものがあります。碎石では、現実のところ、そういう高い生息は確認できていませんので、その辺は、これから比較検討する必要があるかと思っております。

○城下広作委員 だから、アサリ貝の産地というのは、ある意味ではどこでもみんな期待しているところがあるわけです。だから、網田でやる部分と、それ以外の地域でも、碎石を小さくやって覆砂をするということをもっと大きくいろいろと点検をしてやるというのが、アサリ再生の部分というか、そういう部

分に寄与するんじゃないかということで、今やっている調査はちょっと物足りないんじゃないかということです。だから、もうちょっと幅広くそういう場所をふやすとか、碎石の粒をいろいろ場所場所で工夫するとか、そういうことが可能なら、そういう調査もやってもらいたいという話ですけど、わかりますでしょうか。

○中村博生委員長 わかりましたか。

○梅崎水産研究センター所長 わかりました。検討します。

○中村博生委員長 アサリ、八代海はもう激減しているわけですから、今城下委員が言われたとおり、各海域で何か所かやっぱりするべきだと思いますので、この辺はぜひ実行していただきたいというふうに思います。

○城下広作委員 委員長がまとめて、そのとおりでございまして、もう1つ、きょうは岩中先生がおられるけれども、ちょっと済みませぬ。

例の荒尾のラムサール条約の件で、非常に注目をされてくるんですね。それで、今の形の分で、干潟が今の状態で非常に野鳥が生息していいという状態。ただ、今度は、これをそのまま干潟を守ることが恐らく注目をされて、とる対策だろうと思うんですけども、一方で、それを守るといって何かいろいろ規制があるんじゃないかと漁業の方が心配しとるという話もちらちら聞くんですね。

この問題というか、ラムサールに関して、今回荒尾でこういうふうに注目を浴びて登録されてくる。そうすると、荒尾市は頑張るんですけども、県のかかわりとかというのは、荒尾市からいろいろ要請をされているのか、どういう応援の仕方とか、また、県は、

今回の決定に対して、どのような位置づけで今から見守っていくのかという基本的な考え方をちょっと確認したいと。

これは、宣伝のしよによって物すごく効果があると。まさに閉鎖海域でいろいろ問題があるけど、その中で今回こうやって選ばれているというのは、一方で今の状態でもしっかりいい状況があるということも認められているという裏返しかなというふうに思っていて、この辺の見解、考え方、県の今のかかわり方、今後のかかわり方、ちょっと確認したいと思います。

○小宮自然保護課長 自然保護課の小宮でございます。

ラムサール条約の湿地登録、このたび荒尾干潟が国際的には重要な湿地として認められて、7月にブカレストで開かれます締約国会議の中で登録されるというふうに聞いております。

県といたしましても、こうやって県内で初めての重要な湿地として認められるわけがありますから、荒尾市とともに、それを応援していきたいというふうに思っております。

先ほど規制の話でちょっとお話がございましたが……（城下広作委員「そういう話をちらちらと何かそっちで心配する声もあったから」と呼ぶ）ラムサール条約湿地登録をするためには、まず国際的な基準を満たすという条件が必要になります。荒尾干潟の場合は、クロツラヘラサギという国際的な希少種、これの生息の0.1%を支えているという基準を満たしているというのが1つございます。

もう1点目、基準としてありますのが、国が法律に基づいて将来的に保全していくとする必要がございます。これにつきましては、荒尾干潟は鳥獣保護区の特別保護地区に国が指定をしております、特別保護地区の中では工作物の設置等は許可が必要になりますが、今おっしゃっております覆砂等のことに

ついては、特に許可は必要じゃないというふうになっております。

また、その地区の指定に当たっては、海岸から50メートルから200メートル離して、その地先1.5キロの範囲内、それから南北に6キロ程度の範囲内になってまいりますので、まず、規制が海岸とかの工事には直接はかわらないということになります。

将来的な話ですが、登録されますと、国のほうでは、嘱託職員による監視を行って、野鳥の保護であったり、適正な底生生物といいますか、そういった保護に当たるということで保全が図られていくということでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 市のほうもいろいろ頑張るけれども、県にも協力してもらいたいというのもあるでしょうから、しっかりその辺は連携していただきたいと。

○中村博生委員長 ほかに。

○守田憲史副委員長 先ほどの鬼海先生の関連になるんですが、諫早湾の開門なんですけれども、我々ももっと議論を喚起せんといかぬという意味で個人的に言うんですが、佐賀地方裁判所が5年間の常時開門を3年以内にと判決をしたと。余りにも、裁判所のどんな判決であろうが、やっぱり批判してもいいんじゃないかと思うんです。

もちろん、僕も司法書士ですから、司法権の独立とかいうのはわかりますけれども、そこまで専門的で具体的で弊害が多いものに関して、地方裁判所がその判決を出した。菅首相が上告しないというのも言語道断だと思うんですけれども、やっぱり皆さん、行政がある程度判断した——民主主義的にも、当時の手続の中で、諫早湾の門ですか、あれはせつ切られたわけですので、ほかに何か行政側と

しての理屈はないんですかね。

裁判所が最終的に憲法判断をすると、それはもちろんそれを尊重しないといけないんですが、もっともっと手前のこのような具体的なことに関して、何か判決されたけん、ああそうですかなんていうのは、もっともっと批判していいと思うんですが、新しい理屈とか、皆さんの御意見というものはありませんでしょうか。

○中村博生委員長 副委員長の思いでありますので……。

○鬼海洋一委員 事実もこれまでの経過の問題だと思うんですね。もともと開門調査については、熊本県漁連を中心として、熊本から、もう開門についてはずっと常に要求をしてきた。その中身が、今菅さんの批判がありましたけれども、ああいう形で一応の決着を見たという。これまでの歴史的な背景というものを、まず熊本県が取り組んできた、その要求課題についても押さえておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、現実に干拓をされまして、そして農地がああいうぐあいに整備をされ、そこに入植をするという状況の中で、もし、開門をしたときの災害ということが具体的な問題になっているわけではありますが、もともとあそこに堤防を建設する——見切り発車みたいな形でできたという経過もありまして、その意味で、今守田県議の質問等意見がありましたけれども、ある意味ではもう一回おさらいをして、その問題に対する今後の取り組みについては確認をする必要もあるのかなという。今の意見を聞きながら思いましたので、ちょっとこれまでの経過について申し上げたところです。

○岩中伸司委員 今、副委員長の守田委員から言われたんですが、この諫早湾干拓問題と

いうのは、歴史的には、非常に南総計画が立てられた当時から、地元中心にいろんな反対運動が起こって、最終的に3分の2ぐらいの今の広さになって、7キロ程度の堤防が、強行というか、私から言うならば強行されたというふうなことで、現実、今締め切られた現地へ行けば、本当に農地として干拓が進んできている部分もあるんですが、水面のところは本当に色が全然違うんですね。

私は、やっぱり水害の問題やいろんな理由がつけられて、この干拓事業が進められたと思うんですけども、これはやっぱり裁判所の判断というのは、いろんな人たちの思い、行政のいろんな取り組みの中、そして現状の判断ということで判決が出されたというふうに理解をするんですね。

ですから、私は、中身の問題も、やっぱり諫早湾のあの締め切りが、有明海全体の漁業が落ち込んでいった、環境破壊していった大きな原因だというのが、一定程度裁判所で明らかまでにはなっていないけれども、方向としては決められたということがあって、やっぱり開門の命令が下ったというふうに思うんですね。

これは、やっぱりその辺は慎重に事を進めながら、開門というのは進めなければいけないというのは、現実私が、あのヘドロに似たような海の色、海というか池、その色を見ただけでもわかるんです。あれを一気に出したら、大変な被害が逆に起こってくるというようなことも含めて、やっぱり進めていくべきだと思うんですね。

これは、私の考え方の一つですが、もう一つ、漁獲量がずっと減ってきたこの経過の中で、先ほど説明いただいたんですが、養殖漁業はちょっと右肩上がりで行進しているんですが、アサリはやっぱり極端に漁獲量も減っているんで、覆砂事業や作濡、いろんな取り組みをされている中でもぐっと落ちていることについては、何かほかに影響がないのか

などということと、先ほどその理由説明で2点ほど挙げられたですね。稚貝がなかなか出なかったとか、アサリの減少について、そこら辺が。それと、ホトトギスガイですか、この発生があったというような理由が2つほど述べられています。アサリ稚貝の発生量が少なかったということですが、ここら辺がちょっといま一つわかりにくい点があるんですが、そこを説明いただければと思います。

○平岡水産振興課長 先ほど17ページで御説明をいたしましたけれども、その中にアサリ稚貝の発生が少なかったというふうに書いております。これにつきましては、少なかった原因というのがまだよくわかってないところでございますけれども、例えば卵を産む親貝が少なかったんじゃないとか、あとは、餌になる餌生物が少なかったんじゃないとか、そういったことが考えられておりますけれども、一応調査の結果では、アサリ稚貝の発生が少なかったということでございます。

それから、ホトトギスガイにつきましては、この貝は、二枚貝でムール貝と同じ仲間です。ムール貝の小さい貝なんですけれども、これが足の糸と書いて足糸といいますけれども、そういったものをずっと出していつて絡まっていくというふうな状況です。これが大量に発生しますと、干潟の上にマットみたいなものが形成されまして、このマットの下の環境が悪化して、例えばアサリ貝等が窒息死すると、そういった状況になっております。

これにつきましては、いろいろ漁協のほうで耕うんをしたりとか、そういった形でマットを形成しないようにということで、そういった対策は講じているところでございますが、こういった2つの原因で、覆砂はやっていきますけれども、覆砂の効果はあるんですけれども、こういった部分が原因で、今回21年と22年と2年間続けて減少したのは、こうい

ったのが原因として考えられるということでございます。

あとは、ここには書いてありませんけれども、ナルトビエイというエイがおりまして、これは南方系のエイなんですけれども、これがアサリ貝とかカキとかそういった二枚貝を食べるということで、これにつきましても、それぞれ食べられないような対策を講じたりとか、あとは、それを駆除するというようなことで県も漁連のほうに200万程度の定額補助を出したり、あとは農政局からの委託とか、水産庁からは全漁連を通じた委託とか、漁連独自でいろいろナルトビエイの駆除をやっておりまして、大体平成14年から10年間で1,100トンぐらいの駆除を行っています。これについては、いろいろ飼育試験をしますと、大体1日当たりその体重の1割ぐらいを食べるというふうに言われていますので、この影響も非常に大きいというふうに考えております。

○岩中伸司委員 親貝が少ない。生産者は、非常に規制をされて、今収穫量というのは極めて少なくしているんですよ。そういうやつで保護をしながら親貝をきちっとやっぱり稚貝を大きくするというのは、これはやっぱり政策として進められていると思うんですが、現場では、そのことでかなり収量が少ないと、お金にならないというふうな現実があるんですね。

だから、再生させるためには、何とかやっぱり生産者も努力をしてもらわないかぬというふうに思いますけれども、ぜひもっと研究を深めて、本当に作濤とかああい覆砂とかは非常に効果があるというのはもう実証されているので、さらに強めていただきたいというふうに思います。

○中村博生委員長 ほかに。

○守田憲史副委員長 先ほどの岩中さんの意見で、裁判所がそういうことを判断したと、それはおたくのお考えでいいんですが、僕が言った主張は、政策や民意や歴史というのは、行政や政治が判断すべきであって、裁判所は法律を判断すればいいんじゃないかという意見であります。ちょっと違います。

○高野洋介委員 73ページなんですけれども、温室効果ガスの削減目標を今決められてませんよね——それはまだですか。じゃあいいです、後から。

○中村博生委員長 ほかに。

なければ、今お話がありました地球温暖化対策に関する件及び関連報告の熊本県総合エネルギー計画についての質疑に入ります。

○高野洋介委員 いいですか、済みません、フライングしまして。

2点お尋ねしますけれども、まず、温室効果ガスの削減目標を設定されておられませんけれども、これはきちんと国の動向が見えないと設定をされないのか、国が設定しなくても県独自でやられるのかというのが1点と、あと単純な質問で、熊本県庁には今電気自動車は何台あるのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○福田環境立県推進課長 まず、目標設定の件でございます。

今国で検討されておりますのが、今後の電力エネルギーをどういった形での割合で賄っていくか。つまり、例えば原発をゼロにしていくのか、何十%にするのか、そういった議論も行われております。

この温室効果ガスの排出量というのは、我々のエネルギー消費に伴って排出する部分というのがかなりの部分を占めておりまして、それが果たして火力がメインになるのか、原

子力等かどうかがわかりませんが、例えば新エネルギーなんかの割合をどうするのか、それが国の目標の大きな柱になってまいります。それによって、熊本県の今後の排出量というのかなり大きく左右される部分がございます。そのために、早くその辺の方針が出るのを待って、直ちに我々としての取り組みを我々の目標設定をしていきたいと考えております。

ただ、先ほども御説明しましたように、今後の県の総合エネルギー計画の中で、県としてできる取り組みといたしまして、新エネルギーを導入していく、省エネルギーを進めていく、これは県として目標を持ってできる施策だと思っておりますので、そういった施策には取り組んでいきたいと思っておりますが、目標設定については、国の大きなところが決まらないうちから、それが出次房つくっていききたいと考えております。

以上です。

○高口新産業振興局長 EVの導入についてのお尋ねですけれども、現在県庁で持っておりますのは、本田技研のほうと実証実験をやっておりますので、それで今ホンダからお借りしている2台がございます。

今年度、さらにEVが3台、それからPHV・プラグインハイブリッドが5台、ホンダさんからお借りする予定にしております。

○高野洋介委員 まず、電気自動車なんですけれども、今市販されているやつもありますよね。だから、なぜこれを一緒に質問にしたかといいますと、私、まず電気自動車は、今市販されているやつがあるわけで、それから今県が電気自動車を推進しているわけですので、メーカーは言いませんけれども、既存にある販売されている電気自動車をもう少し購入してもいいんじゃないかなというのが本音であります。

確かに、ホンダさんとの連携とかも大事ですけれども、そこもきちんと考えていってほしいのと、あと、温室効果ガスなんですけれども、国の動向云々よりも、環境立県熊本と知事が言われているわけですので、国の動向を踏まえて言ったら、今どうなるかわからぬですよ、国は。ああいう政権で、よくわからない前首相の発言とかがあるわけですから、それを踏まえれば、きちんと私は県としてやっぱり継続して目標設定ができるようにしとかなないと、21年度は0.8%達成できなかったわけですから、そこをまず達成するような努力をしていかないと。

何を言いたいのかといいますと、県民に対して皆さん方はお願いするわけでしょう、努力してくださいと。で、達成目標を、企業として家庭としてこうやってつくってくださいと言うんですから、県がきちんと目標を立てないと、言っても余り重みがなくなりますよ。

そこら辺をきっちり考えて、早急に国の動向を踏まえずに私は整備していてもいいんじゃないかなと思いますので、そこら辺をぜひ部長初め執行部の皆さん方で検討していただきますように要望しときます。

○中村博生委員長 よかですね。

○早川英明委員 今回の電気自動車に関連ですけれども、この温室効果ガス排出量の削減には大変いいと思います。今県内で数台だろうというふうに思いますが、今後、これはどんどんどんどん今のガソリンからかわって、こういう時代が来るというふうに思います。遠い将来じゃなくて、近い将来にこれは来ると思います。

そうした場合に、片や今度はこれが充電も必要になります。そうした場合に、今度は省エネにはこれは逆行するわけでありまして。これをもう100%新エネルギー化したというな

らば、それは少しはあれでしょうけれども、今の電気を使うということになれば、これがまた逆行いたします。

その点は、このエネルギー、皆さん方の総合エネルギー計画の中には、これはずっと将来的に電気自動車ばかりになった場合に、これはどのくらいこれでまた電気を消費するというふうなお考えは持っておられますか。私は、これは必ずそのような問題が出てくるんじゃないかなというふうに今思いますが、いかがでしょうか。

○高口新産業振興局長 EVの導入につきましては、さっきの高野委員のほうから御質問されましたように、現時点では、私どもは、EVを持たれる方が安心して持っていだける環境づくりを優先するという方針のもとに、充電インフラ、急速充電と普通充電の整備に現時点では力を入れておりまして、昨年から4年間で、普通充電80カ所と急速充電を10数カ所、県のほうで整備を計画的にすることで、今着々とやらせていただいております。

先ほど早川先生がおっしゃいました、EVがどんどん普及していくと、当然電気を使うのでというふうなことになります。今、県のほうで、国のほうの御承認をいただいているEV・PHVタウンというEVを導入する計画がございますけれども、この御承認をいただいている中では、平成25年までかな、あと3年間ですかね、EV・PHVを一応300台程度県内に普及をさせたいという目標で今進んでおります。

幸い、いろんな、日産ですとか、比較的安い価格で今EVの導入が始まっておりますので、ちょっと今直近の数字を私把握していませんが、200台程度県内で普及をしております。これがどれくらい進むかというのは、国が今出しています基本的な考え方の中では、たしか10年後に25%ぐらいの——ちょっと数

字が間違っているかもしれませんが、ぐらいの目標で、今全新車登録台数のそれくらいを入れたいというふうな目標を持っています。

当然、今電力のエネルギー源が原子力がこういう状態でございますので、火力とかそういうところに依存度が高まっておりますので、今早川委員がおっしゃるようなエネルギー源の面から言うと、CO₂の削減に必ずしもプラスにならないというふうな側面はあると思います。

ただ、今EVの電気を全て再生可能エネルギーで充足しようとする、例えば太陽光ですと、相当大きな施設をつくるか、それをためる蓄電池の相当大きなものをつくるか、そういったことが必要になってまいります。

私どもとしては、今後は、EVと、それから、自動車業界のほうは、水素燃料電池車という水素を燃料にして走る車とその次世代として計画を持っておられますので、こういったものとどういうふうにベストミックスが成り立っていくのかというのを、いろいろ情報収集をしながら、このEVとかそういったPHVの燃料電池車の導入をどう考えるかというのを、これから検討してまいりたいと考えております。

○早川英明委員 これは今おっしゃったように、家庭でも簡単に充電ができるようなシステムになるわけですよ。そうした場合に、今おっしゃったように、片や排出量が削減、片や多くなっていくということで、プラスマイナスゼロというふうな形になっていきはせぬかなというような懸念をしますから、ちょっとそのあたりを、皆さん方がどのようなお考えで、このエネルギーの総合計画の中で取り組んでいかれるのかなというのをちょっとお聞きしました。

○中村博生委員長 ほかに。

○東充美委員 今のちょっと関連ですけれども、これは交通政策課でわかりますかね。

今、県内の自動車の保有台数といいますか、今電気自動車が10年後25%と言われたけれども、実際に今できるエコというんですかね、エコ通勤、エコカーとか、エコドライブとか、ここにいっぱい書いてありますけれども、保有台数の中で、今エコカー減税とありますけれども、あれほどのくらい申請者がおるか、わかりますか。

○中村博生委員長 わかりますか。

○東充美委員 把握してない——わからぬならよかですよ。

○中村博生委員長 小原審議員、わかりますか、何か。

○小原交通政策課審議員 申しわけございません。ちょっと今手元にデータを持っておりませんので……。

○東充美委員 よかです。じゃあ、あと1点よかですか。

県営の、俵山じゃなくて車帰ですかね、あそこに風力発電がありますけれども、あれ、今度買い取り制度が始まりますけれども、あれで今の収支というのはちょっとよくなかったと思いますけれども、こうやった形になると、収支はプラスに転じるというか、そういう試算はありますか。

○福原工務課長 ただいまの御質問ですけれども、先日新聞のほうでも報道されたと思いますが、現在はっきりした買い取り価格というのがまだ決定してないので、正確な試算はできませんけれども、仮定で計算いたしましたところ、23年度と同じような風が吹いた場

合に、キロワット当たり17円20銭で買い取っていただければ収支が均衡するという試算をしております。

○東充美委員 今までは、結局プラスじゃなくて、やっぱりマイナスだったんですか。

○福原工務課長 年間1,000万円ほどのマイナスを計上しておりました。

○東充美委員 今まで、あれ何年間というのをトータルですると、すごい金額になりますよね。これからプラスに転じるという試算は、やっぱりないわけですか。

○福原工務課長 これまで7年ほど運転をしておりますけれども、その中で約9,500万円ほどの赤字の累積になっております。今回の固定買い取り、それが施行されて、先ほど言いましたような17円20銭以上の単価で買い取っていただければ、少しずつでも赤字は解消していくのではないかというふうに考えております。

○西岡勝成委員 温暖化についてですけども、苓北の火電も2基ともフル活動、稼働していると思うんですけども、これによる温暖化ガスの排出量というものは、どういう影響があるのか。

それと、石炭灰が物すごい勢いでたまって、予定してある埋立地が何年もつのか、もう次の埋立地の申請もするとかなんとかというように新聞に出ておりましたけれども、その辺、非常に地元としては、予想以上にこういう原発がとまってしまったので、火力に頼らざるを得ないという状況の中で、かなりのスピードでその辺が計画と違った部分でふえてきているんじゃないかとも思ったりするんですけども、その辺はどうですかね。

○福田環境立県推進課長 火力発電の運転をふやしたことによって、どのくらい温室効果ガスがふえたかというようなデータは、済みませんが、持ち合わせておりません。ただし、原発がとまって、火力発電を中心にして今電力供給が行われているということは、間違いなく短期的には温室効果ガスが多くなっているというのは間違いはないと思っております。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

苓北火電のいわゆる灰捨て場につきましては、今後10年ぐらいで埋まるという予定になっているというふうに九州電力のほうからは聞いております。それで、九州電力のほうでは、最近地元の方に説明をいたしまして、隣接する海域26ヘクタールぐらいに新たな灰捨て場を計画するために、ことしからボーリング調査等を実施するというふうに伺っております。

○西岡勝成委員 それは予定よりも早くなっておるわけ。

○山下エネルギー政策課長 いや、そういうわけではございません。

○西岡勝成委員 大体予定どおりですか。

○山下エネルギー政策課長 はい。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 スマートコミュニティーって、どういうことですかね。意味がよくわかりません。

○山下エネルギー政策課長 スマートコミュニティーというのは、エネルギー全体の有効

利用を促進するために、家庭ですとか、オフィスですとか、商業施設、交通などの生活のさまざまなシーンを含む社会全体として、エネルギーの最適利用が地域レベルで進められているような社会を言います。いろんなITの技術を活用しまして、エネルギーの需給関係を賢く調整するため、そういう町をつくっていいこうというのが内容でございます。

○高口新産業振興局長 具体的には、いろんな家庭とか事業所でスマートメーターという電力をはかるメーターをつけます。これをしますと、例えば事業所なら事業所が時系列でどういうふうに電気を使っているかというのがよく見えるようになります。一番わかりやすいのは、別ですけれども、ソーラーをつけられると、メーターで今何キロワット発電してますよとかと表示があると思います。あれの電気をどれくらい使っていますの表示があるようなものです。ですから、そういったのをきちんと集計して、どういうふうに節電をしていくとか、あるいはどういうふうに例えば空調を制御していくとか、そういったやつを、IT技術を使ってうまくコントロールしていくのを社会全体、地域コミュニティー全体としてやるのが、スマートコミュニティー、スマートシティという言い方をしております。

○森浩二委員 関連産業は、そういうメーターをつくる会社を呼ぶということですか。関連産業の育成。

○高口新産業振興局長 ここで書いています関連産業と申しますのは、既にスマートメーターとかは、かなりの企業のほう、大手がつくっております。もちろん県内でも独自で今スマートメーターの試作をやっているグループがございますので、こういったのを商品化していることは期待しております。

一番期待しておりますのは、今申しましたように、IT技術を使って全体をコントロールするというところでございますので、いわゆる情報サービス産業の皆さん方が、そういうコントロールをするシステム、こういったものをつくって、それを事業所とか家庭とかに販売をしていくというところでの産業化を今一番期待しているところでございます。

○中村博生委員長 ほかに。

○高木健次委員 先般、新聞に、小国町でしたかね、地熱を利用したこれも、地権者を含めて地域の方々が組合をつくって、この地熱の発電をするという記事が出てましたよね。あれは、非常に総合エネルギー計画の中で、県にとりましても、ああいう組合設立とか、民間でやれる部分のエネルギー対策というのは、非常に今から重要な部分になるのかなというふうに私も感心して読ませていただきましたけれども、あれに対する、そういう小水力も含めて、新しいエネルギーを地域の方々に賄おうとする、そういうことに対しての県の何といいますか、助成とか、連携とか、そういうことは今何か計画かなんか立てておられます。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

今先生おっしゃった地熱の関係につきましては、先日新聞にも報道されて、わいた会というのが、はげの湯で活用していいこうという動きがありました。

地熱につきましては、地域住民にとっては、近くで地熱事業等が始まるけれども、本当に温泉の枯渇がするんじゃないとか、どういう開発をするんだろうかという不安がございますし、一方で事業者のほうからすると、円滑に事業を実施するために、地元の理解をどうやってやっていくかと。それと、あ

といろんな自然公園法を含めて許認可制度がたくさんございますので、それをどうクリアするのかという課題がございます。

それで、我々といたしましては、こういう地域住民とか、あと事業者、それに地元の市町村、それに県、それに地熱関係に詳しい有識者を交えまして、いわゆる研究会を近々立ち上げたいというふうに思っています。

そこで、専門家の意見も聞きながら、いかに有効に地熱の資源を地元を活用していったらいいか、スムーズにエネルギー源として活用していったらいいかと、そういう場を設けたいと思っております、その場を通じまして、皆さんと力を合わせまして円滑な新エネルギーの導入促進を図っていききたいと、さように考えております。

○高木健次委員 非常に画期的なやり方ということで、これから非常にその辺が、幾つか——極端にどんどんふえるということはないかもしれませんが、それは県のやっばり取り組みの一つとして、ぜひ推進をしていただきたいと。

特に、小水力が、非常にこれは温泉の量が減るとか、地熱に比べたらそういう問題が比較的ないというふうに思いますから、小水力の発電、地域がそういう計画を立てているというふうな情報があったら、真っ先にやっばり県のほうが推進、努力をしていただきたいと。

以上です。

○早田順一委員 この総合エネルギー計画の素案なんですけれども、9月に議会で提案をされて承認をされる予定でありますけれども、その後、市町村と連携をとって推進をしていくというふうに裏のほうに書いてありますが、県としては、今市町村と連携をとってやっていかれると思いますけれども、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像と同じ地

域ということですので、恐らく地域振興局と一緒にされてと思いますが、地域振興局になると、部署的なものとか、人的というか、そういったものはどのようになっていくのでしょうか。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー問題につきましては、振興局のほうは、総務振興課を窓口いろいろな情報提供なり調整をさせていただいておりますし、今後もそうさせていただければというふうに思っております。

○早田順一委員 この枠で連携をして、各地域振興局の担当の方をつくられるわけですか。今はいらっしゃらないわけでしょう。

○山下エネルギー政策課長 いや、今も一応窓口としてはございます。

○早田順一委員 窓口はあるわけですか。

○山下エネルギー政策課長 はい。

○早田順一委員 この枠で連携をして、地元の市町村とやっていくということですね。

○山下エネルギー政策課長 はい。

○橋口海平委員 環境教育推進事業というのがあるんですが、この最終処分場の中にも、そういう環境に関する学習施設などというのはつくる予定はあるのでしょうか。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

今の先生の御質問でございますが、構想は持っております。単に処分場施設というだけでなく、県北の環境拠点とまでできるかどうかわかりませんが、一応今設計の構想の中にも、環境教育の展示室であるとか学

習室であるとかというような構想を持って今進めておりますので、完成の暁にはそれなりの環境施設ができて上がるものというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 この素案の中で、新エネルギーの状況について書いてあります。これで県内の新エネルギー利用可能量が、県内のエネルギー消費量の中で、これは21年度で書いてありますけれども、約5割を賄える可能性があるというようなこういう記述があるんですが、どういうミックスで、この5割、ちょっとこの辺がぴんときませんので、少し説明していただきたいというふうに思います。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課、山下でございます。

5割を超える可能性があるということですが、本県は太陽光関係が非常に恵まれております。実際はもっとあるんですけども、いろんな法律による制限とか、水利権とか、いろんな面で制約がございますので、約5割を賄える可能性があるということなんですけれども、県内の賦存量としましては、特に太陽光、それに風力、それに水力等がメインを占めております。

地熱につきましては、まだまだ調査が十分でございませんので、この中には入っておりませんが、主なものとして、今申し上げました太陽光、風力、水力等がかなりの割合を示しております。

○鬼海洋一委員 今の説明のとおりだと思いますけれども、じゃあ県内の5割を賄える、その新エネルギーということを見ると、今ミックスはどうかというお話をいたしましたけれども、ソーラーが大部分ですと。じゃあ、ソーラーを5割賄えるためには、膨大な面積——その意味では、可能性として、可能性への判断についてはさまざまな見方がある

うかというふうに思うんですね。

ですから、5割を賄えると、わあというふうに思うわけで、だから、そのミックス、ソーラー、風力、どういうふうに換算してあるかということについては、現段階では極めてラフな話だなというふうに申し上げないかぬなというふうに思いますけれども、この辺は、少しまた改めて議論を差し上げたいというふうに思いますけれども、そういう程度の、言葉は失礼ですけども、状況の中での提案ということですね。

○山下エネルギー政策課長 先生、ちょっと補足を。

今先生おっしゃいましたように、新聞等を読みますと、いかにも新エネルギーの導入が、原子力発電とかほかの発電を賄えるように勘違いする向きもあるんですけども、例えば2メガのメガソーラーを仮に建設したとした場合、玄海原発が大体今118万キロワットあるんですけども、2メガのメガソーラーが幾つ要るかといいますと、590基必要なわけですね。それが実際具体的に実現できるのかどうかというのがありまして、その辺も十分考えながら今後計画をつくっていかないとはいけませんし、推進をしなければならないというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 参考までにお尋ねしたいと思いますが、じゃあこれが仮にできるとして、その到達年度については、どういうふうに想定をされながら、この5割という数字をお出しになったのかということです。

○山下エネルギー政策課長 これにつきましては、いわゆる利用可能量ということですが、先生、それを全て活用できるかというのは、また別の次元の問題になるかと思っておりますので、我々としたしましては、できる

限り新エネルギーの導入は促進していきたいと思えますけれども、ほかのいろんなエネルギーミックスを考えながら、現実も見ながら進めていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。

○中村博生委員長 今からのことでありますので、よろしく。

ほかにありませんか。

なければ、その他に入ります。その他で何かございますか。

○城下広作委員 1個だけ。

仮に計画停電が10%となったときに、私たちの生活の部分でどうなるようになるというイメージを発するのは、電力会社が当然出すでしょうけれども、県としても、何かその辺のイメージというか、情報提供するとか。

例えば、大きい総合病院なんかは、それは自家発電でばっと対応するでしょう。例えば、小さい病院なんかは、自家発電なんかはないから、テナントに入っている病院なんかはないから、その期間は診療ができませんというふうになるとか、例えばスーパーなんかは、冷凍食品を置いたってもう解けるから一切冷凍食品はしばらくの間なくなりますよとか、我々の家の生活は、10%は我々に直接どのくらいの部分のリスクが出てくるかと。今の生活からというイメージが大体湧くような簡単にわかるようなものというのは、何かあるんですか。心構えをしとかないかぬもんだから。

○山下エネルギー政策課長 計画停電につきましては、まだ九州電力さんあたりから情報提供がありませんので、詳しいことはわからないんですけれども、今新聞等情報によりますと、九州管内を2つのブロックに分けて、各支店ごとを30分割しまして、大体2週間に1回程度、1回当たり2時間程度というふう

な情報を得ております。そして、期間としましては、7月2日から9月7日の間ということで、時間帯については、例えば9時から夜の8時ぐらいの間に、場合によっては2週間に1回ほど2時間程度回ってくるということです。

どこが計画停電になるかについては、今国と電力会社のほうで調整をされているやに聞いておりますが、主な拠点病院とか、例えば県庁舎ですとか消防署、警察署などの、ある面災害拠点の部分については対象から外すと。細かに施設ごとにそれを外すことはできませんので、その系統につながる、例えば県庁舎と同じ系統につながる御家庭については、計画停電がほかの地域で行われておっても計画停電にならないというようなこともございます。

計画停電になりますと、例えば人口呼吸器でいわゆる健康を維持されている方等もございますので、その辺の問題等について、庁内関係各課、今いろんな形で調査をさせていただいておまして、できる限り県民の皆さんに支障がないように対応を考えて、今しているところでございます。

とにかく国のほうで近々計画停電についての計画を発表すると聞いておりますので、その辺の情報を待って、県庁内でも庁内に電力不足問題検討部会を設けておりますので、そこで早急に検討して、県民の皆さんにできる限り支障にならないような対応を考えていきたいと思っております。

○城下広作委員 最近の電話は、アダプターで電気をつけないとファクスと電話の機能は作動しないんですね、電気がないと。だから、その時間帯にたまたま救急車を呼ぼうとしても呼ばませんもんね。そんなことをよく教えとかないと、もう本当に想定外ということもいっぱいあるから、その辺のことは、電力会社の部分の情報と行政の情報と——テレ

ビで言う情報だけではなかなか理解しない。行政がやっぱり言わなきゃいけないというような細かいことを言っとかないかぬと、想定をやっとっていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 これは現実起きる可能性がある話ですから、そうするとやっぱりホットラインはちゃんと九州電力はつくって、そういう情報交換は常にあると。いつぐらいに非常に厳しいですよとかという、それを把握できるような状況を、まず。

この前、商工部長は申し入れに行ったんじゃないですか、九州電力に。そういうこともあるはずだから、特にエネルギーの山下さんのところなんかは、常にホットラインができるような状況をつくっておく。九州電力はそれを求めていると思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。（発言する者あり）

○中村博生委員長 よろしくお祈りします。

○山下エネルギー政策課長 国、九州電力からの情報提供を得次第、庁内の電力不足問題検討部会で議論いたしまして、今回初めてということもございますので、県の中に対策本部をつくって九州電力とのホットラインも設けていきたいというふうに、かように考えております。

○高口新産業振興局長 計画停電はあつてはなりませんけれども、あった場合、最悪のことは当然想定して、しっかり対応してまいりたいと思います。

また、今どれくらい危機的な状況かというのは、一人一人の皆さんが、もう既に見れるようになっております。新エネルギー庁のホームページにアクセスしていただきますと、

携帯電話で、今九州電力管内でどれだけのキャパシティーに対してどれだけ今電気を使っていますという、これは今すぐにも見れる状態ですので、皆さん方も、ぜひそういったものをダウンロードするとかということを一広報はしておりますけれども、我々ももっと広報してまいりたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 ちょっと参考までに申し上げますね、済みません。

特に、高口さんのところは注視していただきたいと思うのは、これは大口需要家から順次やっていくんですね。そうすると、熊本県内の製造業に及ぶ影響は出てきますからね。特に県庁の場合、その辺も十分把握しながらやらないと、県内の産業に影響する課題ですから、今山下さんのところは民間も含めてというお話でしたから、ぜひその点も把握しながら具体的な対応を行っていただくようお願いしておきたいと思います。

○中村博生委員長 多分把握されとると思いますので、徹底したあれをやってください。

ほかになければ、質疑を終了いたします。

続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第7回環境対策特別委員会を閉会いたします。

午後0時32分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
環境対策特別委員会委員長